

平成 25 年度臨時評議員会議事録

- 日 時 平成 26 年 3 月 26 日（水） 14:00～
- 場 所 グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 1 階 「瑞光」
- 出席者 山本征悦（陸上競技）、青木剛（水泳）、福井一也（サッカー）、谷雅雄（スキー）、坂井利郎（テニス）、木村新（ボート）、岩満一臣（バレーボール）、木内貴史（バスケットボール）、鈴木修（セーリング）、岡本実（ウエイトリフティング）、市原則之（ハンドボール）、大島研一（自転車）、笠井達夫（ソフトテニス）、前原正浩（卓球）、宗像豊巳（軟式野球）、春田恭彦（馬術）、笹田嘉雄（ソフトボール）、関根義雄（バドミントン）、來栖行正（ライフル射撃）、福本修二（剣道）、真下昇（ラグビーフットボール）、神崎忠男（山岳）、栗原茂夫（空手道）、建部彰弘（アイスホッケー）、片山幸太郎（銃剣道）、中村ゆり子（なぎなた）、佐藤直亮（ボウリング）、荒井久也（ボブスレー・リュージュ・スケルトン）、後勝（野球）、萩原俊次（少林寺拳法）、遠藤容弘（ゲートボール）、村岡久平（武術太極拳）、竹田恆正（ゴルフ）、浪岡正行（カーリング）、宮本英尚（パワーリフティング）、中山正夫（トライアスロン）、衣笠剛（バウンドテニス）、知念かおる（エアロビック）、田邊哲人（スポーツチャンバラ）、京極努（ドッジボール）、霜觸寛（北海道）、田澤俊明（青森）、鈴木洋一（秋田）、小川潔（山形）、市村仁（茨城）、三戸一嘉（埼玉）、荒川昇（千葉）、中野英則（東京）、高橋悟（神奈川）、中澤正徳（山梨）、阿部徹（新潟）、島田徳一（長野）、横嶋信生（富山）、向田和義（石川）、藤田和範（福井）、石川恵一朗（静岡）、村木啓作（愛知）、大友克之（岐阜）、増田和貴（滋賀）、岩崎清彦（大阪）、飯田賢良（兵庫）、福井基雄（奈良）、藤村利行（和歌山）、油野利博（鳥取）、和田義己（島根）、松井守（岡山）、久保田文也（広島）、太田光宜（山口）、高井信一（香川）、藤原恵（愛媛）、梅野哲雄（福岡）、東島敏隆（佐賀）、高谷信（長崎）、平田浩一（熊本）、廣田彰（宮崎）、高城国昭（鹿児島）、喜納武信（沖縄）、菊山直幸（中体連）、高橋眞琴（女子体連）、小野力（高体連）、久保博（学経）、帖佐寛章（学経）、寺澤正孝（学経）、日比野弘（学経）の各評議員
- （理 事）張富士夫会長、佐治信忠、森正博、監物永三、岡崎助一、泉正文、宇津木妙子、大野敬三、翁長良成、川島雄二、坂本祐之輔、柴田益孝、

白髭俊穂、竹田恆和、丹羽治夫、不老浩二、前田彰一、松崎康弘の各理事

(監事) 中村正彦、村田芳子の各監事

(公認会計士) 齊藤浩司、菊池慎太郎

評議員総数 114 名、うち出席 84 名で、定款第 23 条により評議員会成立。

議案

第 1 号 議長を選出について (張会長)

定款第 20 条第 3 項及び評議員会規程第 3 条に基づき、東京都体育協会の中野英則評議員を選任することについて、これを諮り、出席評議員全員一致で可決された。

その後、中野評議員を議長に議事に入った。

第 2 号 議事録署名人の選出について (議長)

定款第 24 条第 2 項に基づき、中野議長の他に、前田彰一理事及び神奈川県体育協会の高橋悟評議員にお願いすることについて、これを諮り、出席評議員全員一致で可決された。

第 3 号 平成 26 年度事業計画及び予算について

(岡崎専務理事、川島事務局長)

平成 26 年度事業計画は、「Ⅰ. 事業方針」、「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「Ⅰ. 事業方針」については、本会創立 100 周年を機に公表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」に謳う「スポーツの使命」の実現に向け、関係機関・団体と連携していく。

また、国の「スポーツ基本法」、「スポーツ基本計画」、「スポーツ宣言日本」等の内外のスポーツ推進の方向性を踏まえた新たな方策として、昨年 6 月に「21 世紀の国民スポーツ推進方策ースポーツ推進 2013ー」を策定した。この方策で今後のスポーツ推進の新たな基本理念として提示した、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献していくという「スポーツ立国の実現」を目指し、諸課題の達成に向けて、各事業間の連携を図り、各種事業を積極的に推進する。

さらに、スポーツ現場における暴力行為等の根絶に向けた対応や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施への協力・連携など積極的な取り組みを行う。

「Ⅱ．事業内容」について、「国民体育大会等開催事業」は、国民体育大会開催事業、日本スポーツマスターズ大会開催事業を、従前通り実施する計画とした。

両大会の実施にあたっては、自然環境に配慮した大会運営を推進するなど、環境との共生を基盤とした持続可能な社会の構築に向けた取り組みを積極的に行うこととしている。

「スポーツ指導者・組織育成事業」は、指導者養成事業及び研修事業を中心とした諸事業を推進し、スポーツ指導者の養成と資質向上に努め、その活用及び活動の促進を図る。さらに、各種講習会・研修会等を通して、公認スポーツ指導者及び関係者に対し、スポーツ指導における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行う。来年度からの新規事業としては、スポーツ指導者研修会において公認スポーツ指導者競技別研修会を実施する。

また、総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組み、来年度新たに「総合型クラブにおけるリスクマネジメント読本（仮称）」を取りまとめ関係者に配布する。その他、「体育の日」中央記念事業の実施、スポーツ少年団組織の整備・強化、幼児版アクティブ・チャイルド・プログラム（仮称）の開発に取り組む。

なお、東日本大震災復興支援事業については、平成23年度から実施している「スポーツこころのプロジェクト」をはじめ、スポーツ少年団登録料及び国民体育大会参加者負担金の免除について、引き続き実施を計画している。

「スポーツ指導者・組織育成事業」では、国民一人ひとりの多様なスポーツへの関わりに配慮し、人々がスポーツに参画できるよう総合型クラブの運営やスポーツ少年団活動の充実を図るとともに、人々のスポーツへの関わりを支援していく、より質の高いスポーツ指導者の育成を充実することに取り組む他、誰もが容易にスポーツに参加できる環境を整え、スポーツを核とした新しい地域社会の構築に向けた組織基盤の整備に取り組んでいく。

「国民スポーツ推進PR事業」は、広報資料作成事業をはじめ、小・中学生向けスポーツニュース配信事業などの諸事業に取り組む計画とした。特に広報活動の推進にあたっては、本会広報活動基本方針及び広報規程に基づく広報活動計画を作成・実行し、積極的な広報活動を通して、本会のブランディング向上を目指す。

本事業では、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン事業の積極

的な実施を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地で、人々の相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に努める。

「スポーツ顕彰事業」は、公認スポーツ指導者表彰事業をはじめ日本スポーツグランプリ顕彰事業などの事業を、従前同様実施する。

「スポーツ国際交流事業」は、従前同様のアジア地区スポーツ交流事業及び日独スポーツ交流事業を実施する。

「青少年スポーツ育成事業」は、スポーツ少年団の更なる発展を図る諸事業を推進するとともに、青少年層のスポーツ参加の促進を図る事業を通じて、子どもの体力向上に寄与する計画とした。

また、各種講習会・研修会等を通して、スポーツ少年団指導者及び関係者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「スポーツ医・科学研究調査事業」は、スポーツ医・科学研究事業としての諸事業を実施する他、ドーピング検査等実施事業として、日本アンチ・ドーピング機構及び加盟団体と協力・連携して継続実施するとともに、国民体育大会ドーピング検査とドーピング防止教育・啓発活動を推進していく。

「スポーツ会館管理運営事業」、「マーケティング事業」、「出版物等販売事業」については、計画のとおり各事業に取り組む。

「その他本会が推進する事業」は、本会と関連する各種団体と連携・協力して各事業に取り組む。

「Ⅲ．組織運営及び財政の確立」は、上記の各種事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に、事業の企画・立案、実施方法等の確立を図るとともに、各種事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各体育・スポーツ関係団体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会とも、より一層の連携を図ることとした。

一方、現在の社会状況の下、財源の確保が非常に難しい状況であることから、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等へ本会の推進する諸事業の重要性について、より理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請することとした。

平成 26 年度予算について、「収支予算書」、「収支予算書総括表」、「損益計算（正味財産増減計算）ベースの収支予算書」を提示し、次のとおり説明。

「収支予算書」について、「事業活動収支の部」の「事業活動収入」合

計額は、平成 25 年度予算額に対して、15 億 4 千 7 百 63 万 6 千円減の 49 億 1 千 13 万 4 千円を計上した。内訳として、「補助金等受入収入」は、「国庫補助金」において、競技別スポーツ指導者研修会の新規実施による増額、「文部科学省委託金」において、日独指導者セミナーの実施による増額、「日本馬主協会連合会助成金」において、平成 25 年度実績額を計上したことによる減額、「スポーツ振興基金助成金」において、全国スポーツ少年大会等の開催地変更による増額、「スポーツ振興くじ助成金」において、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業、自立支援事業及びクラブマネジャー設置支援事業の対象クラブ数の減等に伴う減額、「スポーツ安全協会助成金」において、新規に「心で考える安全・安心研修会」を実施することによる増額などにより、総額で 5 億 2 千 1 百 42 万 7 千円減の 23 億 3 千 8 百 45 万 6 千円を計上した。

「寄付金収入」は、「財界募金」及び「一般寄付金」において、2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致にかかる免税募金取扱終了に伴い、総額で 9 億 8 千 5 百 22 万 9 千円減の 3 億 4 千 7 百 56 万 9 千円を計上した。

「事業収入」は、「参加料収入」、「審査料、認定料収入」、「協賛金収入」、「広報出版事業収入」の増額を見込んでいるが、「事業負担金収入」において、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業、自立支援事業クラブ負担金が減額となることから、総額で 4 千 3 百 3 万 8 千円減の 13 億 3 千 4 百 54 万 9 千円を計上した。

次に、「事業活動支出」について、「スポーツ指導者・組織育成事業」において、総合型地域スポーツクラブ創設支援事業、自立支援事業、クラブマネジャー設置支援事業のクラブ数の減、2020 年東京オリンピック・パラリンピック招致にかかる免税募金取扱終了に伴う交付金の減により、平成 25 年度予算額に対して、16 億 3 千 5 百 94 万 4 千円減の 49 億 9 千 4 百 29 万 3 千円を計上した。

次に、「投資活動収支の部」の「投資活動収入」について、岸記念体育会館の修繕に伴う会館修繕引当特定資産の取崩し額の増により 2 千 4 百 49 万 3 千円増の 1 億 5 千 2 百万円を計上した。

「投資活動支出」について、貸付金利用者減に伴う減額により、5 百万円減の 6 千 7 百 34 万 1 千円を計上した。また、平成 25 年度同様に会館修繕引当資産は、計上していない。

次に、「財務活動収支の部」については、計上していない。

『予備費』については、前年度予算額と同額の 50 万円を計上した。

以上により、収入における『事業活動収入』、『投資活動収入』の合計額、支出における『事業活動支出』、『投資活動支出』、『予備費』の合

計額は、50億6千2百13万4千円として収支同額となり、「当期収支差額」は0円となる。

「損益計算（正味財産増減計算）ベースの収支予算書」について、「一般正味財産増減の部」の「経常増減の部」では、「経常収益」として、49億1千13万4千円、「経常費用」として、50億5千2百78万円となった。「賞与引当金繰入」、「退職給付費用」、「減価償却費」等の損益計算書上の費用科目を計上したことにより、「当期経常増減額」は、1億4千2百64万6千円の費用の超過となった。また、「経常外増減の部」は、計上していない。

従って、経常と経常外の増減額の合計である「税引前当期一般正味財産増減額」は、マイナス1億4千2百64万6千円となった。法人税、住民税及び事業税は、4千5百万円を計上した。

以上により、「当期一般正味財産増減額」は、マイナス1億8千7百64万6千円となっているが、平成25年度決算及び補助金・助成金の確定を経て、改めて編成する平成26年度第一次補正予算において、できる限り正味財産の減額が生じないように努めることとした。

さらに、短期借入金限度額について、総合型地域スポーツクラブ助成事業が10億円を超す事業費総額となることなどから、平成26年度期中における対応準備として銀行短期借入金限度額を10億円としたい旨併せて説明。

以上、平成26年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

第4号 加盟団体規程等の改定について (不老理事)

本会は、昨年6月21日に内閣府公益認定等委員会から、「公益法人の自律と活性化に向けたヒアリング」において、スポーツ団体のガバナンスに関する統括団体としての考え方等についてヒアリングを受けた。その中で、本会加盟団体規程に関し、「暴力行為根絶に向けてガイドラインなどで文書化は進んでいるが、その内容を規程に盛り込み、加盟団体の自己規律を促す必要がある」等の意見が出された。本会にて出された意見を踏まえ検討した結果、スポーツ界からの暴力行為をはじめとする不適切な行為を排除するとともに、本会並びに加盟団体及び準加盟団体の自己規律を一層発揮するために、本規程を改定し、スポーツ界の姿勢を示すことが重要との結論に至った。それを受け、去る2月5日開催の第2回加盟・栄典部会での審議の後、加盟団体及び準加盟団体からの意見を踏まえ、去る3月

12日開催の第6回理事会の承認を得て、今回の改定案を取りまとめた。

また、日本スポーツ仲裁機構では、昨年8月19日に、スポーツ団体がその加盟団体に対して行った決定に対し、加盟団体に不服がある場合は、申立ができるようにするための「加盟団体スポーツ仲裁規則」を施行した。本会では、加盟団体の処分決定に対し、加盟団体からの不服申立があった場合には、迅速に解決すること、その解決を日本スポーツ仲裁機構に委ねることを明確にする必要がある。

以上を踏まえ、「加盟団体規程」及び「加盟団体の処分に関する内規」の改定について、資料に基づき説明し、これらを諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

なお、本規程及び内規は平成26年4月1日付で施行することを併せて了承。

第5号 特定資産の新規積立てについて (岡崎専務理事)

岸記念体育会館は、東京オリンピックが開催された1964(昭和39)年7月10日に竣工して以来、既に約50年が経過していることから、これまで、日本体育協会創立100周年記念事業の一つとして、会館の建替えを位置付け、さらに、大規模修繕に備えるため、これまで会館修繕計画を定め、会館修繕引当資産を積み立て、必要に応じた修繕工事を計画的に行ってきた。

また、3年前に発生した東日本大震災の際には、岸記念体育会館は広範囲にわたりガラスが破損するなどの被害でおさまったが、老朽化が進んでおり、先般のような大震災に備え、現在、地下3階講堂の使用を中止するなどの措置をとっており、会館運営及び財政等にも支障をきたしている。

以上のことから、今後は、これまでの修繕に加え、岸記念体育会館の建替えを念頭においた諸準備を進めていく必要が生じることが予想され、一時的に一定の資金の拠出が見込まれるため、計画的な財源の確保が不可欠である。

については、会館建替え準備の特定資産として積立てを平成25年度から新たに行うこと、新たな特定資産の積立てについては、平成25年度の予算には計上していないが、平成25年度決算見込み額を加味し、平成25年度決算に計上すること、併せて、平成26年度からは特定資産として予算(第一次補正)に計上し、計画的に積立てを実施する旨について諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

なお、この件に関する実施規模や今後の取り進めについて、張会長に一任することを了承。

第 6 号 評議員候補者の推薦について

(岡崎専務理事)

本会の評議員については、定款第 16 条に、「この法人に評議員 106 名以上 130 名以内を置く」と定めているとともに、定款第 17 条第 4 項で、評議員候補者は、評議員会での決議により、評議員選定委員会に推薦できることとしている。

この度、これまで評議員に就任していた 2 名から、所属する団体の役員人事等により指定の日をもって退任する旨、さらに、5 名からは、臨時評議員会の終結をもって退任する旨の届出が提出された。

そのため、評議員総数は 109 名となるが、定款に定められた数は満たしている。

しかしながら、定款に定める本会の重要な事項を決議するため、さらに、本会が加盟団体と連携・協力し諸事業を推進していくためには、後任の評議員を早急に選任する必要がある。

については、「評議員及び役員選任規則」第 2 条第 1 項第 1 号により、各加盟団体を母体とし、評議員会が推薦する評議員候補者として、下記(2)に記載する 7 名を評議員選定委員会に推薦する旨を説明し、これを諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

(1) 退任者（臨時評議員会の終結をもって退任する者を含む 7 名）

永井 東一氏（日本ホッケー協会）、木本 由孝氏（日本近代五種協会）、藤田 二郎氏（日本カヌー連盟）、後 勝氏（日本野球連盟）、橋詰 澄雄氏（京都府体育協会）、和田 義己氏（島根県体育協会）、廣田 彰氏（宮崎県体育協会）

(2) 退任に伴う後任候補者（7 名）

吉田 大士氏（日本ホッケー協会）、鈴木 正孝氏（日本近代五種協会）、山口 徹正氏（日本カヌー連盟）、野端 啓夫氏（日本野球連盟）、山本 誠三氏（京都府体育協会）、下岡 博司氏（島根県体育協会）、川崎 重雄氏（宮崎県体育協会）

報告事項

1. 倫理規程について

(監物副会長)

本会では、これまで国民スポーツの統一組織としての自覚と責任を持ち、スポーツの推進を通して、社会的使命を果たすために、「倫理に関するガイドライン」を制定し、本会及び加盟団体における公明正大で、かつ健全

な組織体制の整備と組織運営を図ってきた。特に、本会の役職員に対しては、「役・職員倫理規程」を定め、不適切な行為の防止と本会の社会的信頼を確保してきた。しかしながら、昨今のスポーツ界で発生した、スポーツ指導における暴力行為等をはじめとする様々な事象により、スポーツ界の倫理観が問われることとなったことに鑑み、本会としてもより一層のガバナンスを充実させるため、現行の「役・職員倫理規程」に定める適用範囲を広げ、「倫理規程」として平成 26 年 3 月 12 日付で改定したことについて資料に基づき説明。

2. その他

(1) 国民体育大会における 2020 年東京オリンピック競技大会への対応について (泉常務理事)

昨年 9 月に 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定したことを受け、大会の成功を左右すると考えられる「日本選手の活躍」を目指し、アスリートを計画的に、発掘・育成・強化することの重要性が、一層高まっている。本会では、大会の成功に向けて、統括団体としての役割を果たす責務があることから、国民体育大会委員会に「国体における 2020 年オリンピック対策プロジェクト」を設置し、検討してきた。

また、平成 24 年 3 月に策定された「スポーツ基本計画」における国民体育大会の位置づけは、「将来性豊かなアスリートの発掘・育成を念頭に置き、ジュニアアスリートからトップアスリートまで、国際レベルを目指すアスリートが競う、国内トップレベルの総合競技大会として開催する」と謳われている。これまでの「国体改革」の内容、「スポーツ基本計画」、「21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2013—」の内容を踏まえ、平成 25 年 3 月に「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」を策定した。具体的な取組みとして、「『国体ムーブメント』の積極的な展開」、「少年種別の充実」、「女子種別の充実」などを掲げるとともに、オリンピックへの取組みについては、特に「女子種別の充実」などの観点から、「国体ムーブメントの推進」の方向性に合致していると考え、今後、国体改革を推進する上でも、大きな役割を担っている。これまでの検討の結果、2020 年の東京オリンピック開催に向け、オールジャパン体制での成功を目指すため、現在、国体で実施していない競技・種目の内、特に女子種別を中心に、2020 年東京オリンピックにおいて、日本選手の活躍が大いに期待できるとされる水球女子をはじめとする 9 競技 10 種目を国体へ導入することとし、段階的・計

画的な導入スケジュールの検討を行っている。競技・種目の導入にあたっては、第 69 回大会（長崎県）、第 70 回大会（和歌山県）では、エキシビジョンマッチ等の「イベント事業」として実施する。第 71 回大会（岩手県）から、条件の整った競技・種目について、正式競技・種目として、導入していく予定としている。

正式競技・種目としての導入には、各都道府県における競技者数など、競技の普及状況等を考慮し、「都道府県対抗戦」ができること等の条件を満たした競技・種目から、段階的な導入を検討している。

該当する中央競技団体に対しては、東京オリンピックに向けた選手強化策の一環として、この取組みを、重要項目として位置付け、全国的な競技者の育成・普及について、努力いただくよう依頼している。

なお、国体においては、現在「第 2 期実施競技選定」として、2019 年の第 74 回大会（茨城県）から 2022 年の第 77 回大会（栃木県）まで、正式競技等の「実施競技」と「実施形態」が決定しており、本計画はオリンピックに向けた時限的な取組みではあるが、オリンピック終了後の 2023 年第 78 回大会からの「第 3 期実施競技選定」において、この取組みの成果・評価を行い、大会規模の見直しを行っていく。

また、開催県に対しては、開催県・会場市町村における競技会場の状況等を十分確認しつつ、既存の施設での活用を基本に、本計画の遂行にかかる経費面・運営面での開催県負担について、本会・国・中央競技団体等において対応できるよう検討しており、本計画に対する協力を依頼している。

派遣側である都道府県体育協会には、去る 3 月 10 日に説明会を実施し、大会への選手派遣や地元での選手強化の観点から、現在 3 月末日までに意見・質問をいただくこととしている。

また、3 月 27 日開催の「都道府県体育協会・国体・連絡会議」にて、再度説明することとしている。

今後、4 月中旬までに実行計画（案）を取りまとめ、関係機関・団体からの意見をいただき、5 月開催の国民体育大会委員会、6 月開催の理事会に諮る予定である。評議員及び理事・監事には、2020 年のオリンピックに向けた国体での取組みについて、国体の更なる活性化と日本全体のスポーツの普及・強化・発展、さらには東京オリンピックの成功に向けた取組みとなるよう検討していく旨を説明。

(2) 東日本大震災復興支援にかかわる冠名称付与について

(川島事務局長)

東日本大震災の発生から3年が経過したが、これまで本会では、大震災からの復興を祈念し、被災された地域を支援するため、「日本体育協会及び加盟団体等諸事業における冠名称等の付与」を行っており、「冠名称」を「東日本大震災復興支援」、「キャッチフレーズ」を「とどけよう スポーツの力を東北へ!」とし、本会諸事業の開催要項、大会プログラム、会場看板等作成物、報告書等々に明記するとともに、加盟団体に対しても協力を依頼してきた。

については、平成26年度及び平成27年度の諸事業においても「日本体育協会及び加盟団体等諸事業における冠名称等の付与」について継続対応する旨を説明。

(3) 会議日程について

(川島事務局長)

事務局から、平成26年度理事会及び評議員会の開催日程について確認した。

以上の諸報告をいずれも了承した。

以上の全議事を終え、15時00分閉会。

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人日本体育協会

総務部総務課課長 江橋 千晴

総務部総務課課長補佐 金谷 英信